

## 家庭系一般廃棄物収集運搬業務仕様書

### (目的)

山江村一般廃棄物収集計画に基づき、家庭系一般廃棄物の収集運搬を適正に履行し、本村の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (業務名)

山江村家庭系一般廃棄物収集運搬業務

### (業務内容)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守し、下記業務を衛生的かつ能率的に遂行しなければならない。

#### 1 家庭系一般廃棄物収集運搬業務の種類

- (1) 可燃物収集運搬業務
- (2) 不燃物及び資源物収集運搬業務

#### 2 収集区域及び収集運搬の方法

山江村全域のごみステーションから収集し、人吉球磨クリーンプラザへ運搬する。  
ごみステーションについては、別紙「ごみステーション一覧表」を確認すること。

#### 3 収集日

下記の表のとおりとする。

地区	日	月	火	水	木	金	土
1 区～10 区	資源	可燃			不燃/有害 第 1、3 週	可燃	
11・12 区	資源		可燃		不燃/有害 第 1、3 週	可燃	
13 区～15 区 (一部地域除く)	資源	可燃			不燃/有害 第 4 週	可燃	
15 区～16 区			可燃		資源/不燃 /有害 第 4 週		

※年末年始及び大型連休等については、随時協議により日程調整を行う。

※可燃物 週 3 日の稼働（年間 160 日程度）

※不燃物・資源物は週に 2 日又は 1 日の稼働（年間 90 日程度）

※祝日の関係で、収集日が前後する場合がある。

#### 4 収集時間

午前 8 時から午後 5 時までとする。

## 5 使用する車両及び作業員

### (1) 使用車両

本村所有の下記車両を使用する。

種類	車両
可燃物	パッカー車 (2 t)
不燃物及び資源物	2 t ダンプ車

使用に際して、本村と車両使用賃貸借契約書を交わし使用すること。

なお、賃貸借料については無償とし、以下の6項目については本村が負担する。

ただし、軽微な補修や自らの過失による修理等に係る経費は受託者が支払う。

- ① 車検代
- ② 整備費
- ③ 自動車税
- ④ 保険料 (内訳：自賠責、対人、対物、車両補償)
- ⑤ タイヤ交換費
- ⑥ 燃料費

### (2) 作業員

① 受託者は、委託業務を適正かつ安全に遂行するため、作業員を2人以上確保しなければならない。

② 受託者は、作業員が適正かつ安全に業務を遂行するために、本業務について研修等を行わなければならない。

## 6 月次業務報告書の提出と委託料

受託者は、月の業務が終了した場合その次の月の10日までに月次業務報告書を提出しなければならない。

村は、月次報告書を確認後、下記表の委託料を支払う。

種類	委託料
可燃物	月あたり 199,500 円 (税込)
不燃物及び資源物	月あたり 143,500 円 (税込)

## 7 権利義務の譲渡等の禁止と損害賠償

受託者は、理由の如何を問わず第三者に委託業務の全部もしくは一部を委託又は請け負わせ、この業務で生じる一切の権利義務を譲渡してはならない。

委託業務の実施により、受託者が本村又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において処理しなければならない。

## 8 災害時における対応

災害が発生した場合は、山江村災害廃棄物処理計画に基づき、本村及び関係機関と連携し、一般廃棄物を収集しなければならない。

災害発生により、通常の業務外で業務を行った場合、その委託料については、本村と受託者で協議して決定する。

## 9 業務の引継ぎ

受託候補者は、業務開始までの期間に、現在契約している事業者から引継ぎを受けること。ただし、現受託者が引続き業務を行うこととなった場合は、業務の引継ぎを省略することができる。

### 【引継ぎの内容】

- ① 収集ルート
- ② ごみステーションの位置
- ③ 車両の使用法
- ④ 収集要領

### (業務期間)

令和7年4月1日～令和9年3月31日の2年間

### (引継ぎ期間)

受託候補者を決定し、通知した日から令和7年3月31日まで

### (業務留意事項)

#### 1 守秘義務の遵守

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。なお、本業務が終了等により、その者が本業務に携わらなくなった後も同様とする。

#### 2 仕様等の打合せ

受託者は業務を円滑に進めるため、業務の全般に関して適宜、村と必要な打合わせを行い、本仕様に定めのない事項については協議の上、実施すること。

#### 3 不測の事態への対応

本仕様の通り事業を遂行するにあたり、業務の継続が困難となることが想定される場合や困難となった場合、早急に村と協議を行い改善に努めること。